

## パブリックコメント意見集約表

番号	意見箇所	意見内容(※要約部あり)	当検討会の考え方
1	前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会生活、食の安全・安心（真実性の高度化に富んだ食品）が獲得されなければならない。</li> <li>・ 信頼関係は県民と食品関連事業者が情報の共有を図りながら行い、また、県産食品の供給と消費拡大を図る。</li> </ul>	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
	第二条第四号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品の安全性の偽り、食品の偽造は断固として行ってはならない。</li> <li>・ 加工・調理は衛生的でかつ人に被害を及ぼすことのないものを調達することが重要である。</li> </ul>	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
	その他	食の安全・安心は人間の生活にとって一番大切であり、食の安全・安心の対策として、自分が食の安全・安心の知識を深め、より良い食品を日常生活に求めること。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
2	その他	平成 20 年第 1 回定例会（6 月）の議提議案第 5 号三重県食の安全・安心の確保に関する条例案は、議論が迷走し、議提議案であるのに賛否が分かれた。（議案等の審議結果参照）当時、現議長も反対しているが、議提議案は議員間協議をしっかりと実施し、全会一致が望ましいと考える。一部改正案は、全会一致で制定し、同様の問題が繰り返されないように、執行部を厳しくチェックしていただきたい。	全員協議会での説明などを通して、一部改正案が上程される運びとなった際には、全議員の理解が得られるよう努力していきたいと思えます。また、議会の役割として、執行部の執行状況について、しっかりとチェックしていきたいと考えています。